

## 3 アーク溶接作業における粉じん対策

### (1) 局所排気装置、プッシュプル型換気装置等による作業環境の改善

屋内でアーク溶接作業を行う場合、事業者は、粉じん則第5条に基づき、全体換気装置による換気の実施又はこれと同等以上の措置を講じなければならないとされている。また、第6次粉じん対策では、この同等以上の措置である局所排気装置、プッシュプル型換気装置、ヒューム吸引トーチの設置などの粉じんの発散防止対策を推進し、作業環境の改善を図ることを求めている。

### (2) 呼吸用保護具の適正な選択、使用及び保守管理の推進

アーク溶接作業を行う場合は、事業者は、粉じん則第27条に基づき、有効な呼吸用保護具を労働者に使用させなければならないとされ、労働者は、粉じん則第27条第2項により、呼吸用保護具の使用を命じられたときは、当該呼吸用保護具を使用しなければならないとされている。なお、局所排気装置、プッシュプル型換気装置、ヒューム吸引トーチ等の措置であって、アーク溶接作業に係る粉じんの発散を防止するために有効なものを講じたときは、その呼吸用保護具の使用義務が免除されている。

さらに、呼吸用保護具のうち防じんマスクについては、労働安全衛生法第44条の2に基づく型式検定に合格しているものを使用しなければならないとされ、電動ファン付呼吸用保護具については、日本工業規格T8157に定める電動ファン付粉じん用呼吸用保護具である必要がある。

また、呼吸用保護具については、その適正な選択、使用等が重要であり、平成17年2月7日付け基発第0207006号「防じんマスクの選択、使用等について」に具体的な留意事項がまとめられているので、作業者に対して周知する必要がある。